

# 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会報告

小野崎助役（委員長） 松谷助役（副委員長） 飯沼収入役  
後藤行政管理部長 下野総括審議監

## 1 はじめに

岐阜市椿洞の山林に産業廃棄物を不法に埋め立てていたとして、岐阜県警生活保安課と岐阜北警察署が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）違反の疑いで、廃棄物処理業者（株）善商（以下「善商」という。）の家宅捜索を始めたのが3月10日であった。その後、3月17日には現場検証を終えた警察より、積み上げられた産廃と土砂は少なくとも52万 $m^3$ に上るとの発表がなされた。

これに対し本市は、3月20日に現地調査に入り、ボーリンク等調査の予備調査、廃棄物の概要調査、地下水及び大気環境調査等に着手し、3月24日から地元4校区及び幼稚園で地元説明会を開くなど、住民の不安解消のためにもスピード感を持って対応に臨んできた。

しかしながら、不法投棄された産業廃棄物の処理の方法を協議することと同時に、大切なこととして、市行政としてこの問題に対し、今日までいかに対応してきたかという市行政対応の実態把握、事実関係の検証及び再発防止に向けた方向からの検証も必要であると考え、4月1日に「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会」（以下「委員会」という。）を発足させたところである。

委員会では、その第1回会議において、委員長に小野崎助役、副委員長に松谷助役を選出し、調査対象部局を、産業廃棄物関係で環境事業部、開発行為関係でまちづくり推進部、保安林及び普通林の森林法関係で農林振興部、税務情報の提供関係で経営管理部とした。また、調査対象期間としては、当初、昭和62年3月14日のコンクリート廃材処理プラント建設目的の開発許可から警察当局の捜査の入った平成16年3月10日までとしたが、この後第6回会議において、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法及びダイオキシン類特別措置法関係で人・自然共生部を新たに調査対象として加え、調査対象期間についても、騒音規制法、振動規制法に係る特定施設の設置届出書を受理した昭和61年8月2日に遡ることとした。

また、調査の方法としては、関係部局からの説明や当時の市行政対応又は状況を示す資料等の提供を求め、時系列に整理し直すとともに当時の事象に対する各部の対応等の事実を掘り起こす作業等により問題点の把握に努めた。これらの調査は、5月7日までに10回を行った。その結果、事案の経過及び事実確認並びに問題点の洗い出しを終えることができたので、ここに報告書を提出する。

2 主な本事業の経過

年月日	行政の対応	年月日	善商の対応	産業廃棄物の堆積の状況		問題点の洗い出し
				資料等に記述された状況	航空写真から見た状況の変化	
昭和62年3月14日	善商に対し、コンクリート廃材処理プラント建設目的の開発許可					
昭和62年6月9日	コンクリート廃材処理プラント建設目的の開発変更許可					
昭和62年7月6日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)第14条第1項により、コンクリート廃材の破砕を行う産業廃棄物処理業(中間処理)として許可(処理能力60t/日、H360t/日)					
昭和63年3月19日	住民の苦情に基づき、山のように積まれたコンクリートからの改善計画書の提出を口頭依頼	昭和63年3月30日	善商から改善計画書提出(6月下旬までに改善)		開発区域内外の一部に廃棄物の堆積が見られる。(昭和64年1月2日撮影)	-改善結果について確認資料がなく現時点では把握できない。文書で残しておくべきであった。  -改善結果と新しい変更許可を連携させるべきであった。
昭和63年4月30日	廃掃法第14条第5項により、木くず及び建設廃材の収集運搬、中間処理として木くずの焼却を追加する変更許可(木くずの焼却処理能力120kg/H0.96t/日)を追加					
昭和63年中	野焼き口頭注意1回					
平成元年中	野焼き口頭注意1回				この頃から保安林、普通林その他の地域にかなりの量の廃棄物の堆積が見られ、廃棄物の山が大きくなっている。(平成2年1月8日撮影)	-野焼き注意に入ったときに現地の状況も把握できたのだから、航空写真も利用し、開発許可及び森林法の関係部局との連携が必要であったと考えられる。 -区域が仮に一時保管としても拡大しているのだから、指導をするなど問題意識を持つべきであった。
平成2年4月1日	岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱が定められる。(保管基準:処理能力の1ヶ月以内)			平成2年7月30日 県が善商に対し、保安林内の産廃の撤去に係る復旧命令を発した時の文書には、89,500m <sup>3</sup> (保安林内75,700m <sup>3</sup> 、隣接法部分13,800m <sup>3</sup> )を撤去することという記述がある。 (復旧期限 平成3年11月30日まで)	谷の東南部及び南奥の保安林部分を伐採し、相当量の廃棄物の埋め立てが見られ、普通林その他の地域にも一段と廃棄物の山が大きくなり、この年急激に拡大したことが確認できる。 (平成3年1月19日撮影)	6月18日の改善計画書の提出を求める文書指導に対し、6月30日の善商からの回答は抗議と取れる内容であった。しかし、7月30日に県が森林法に基づき復旧命令を出す。9月3日の善商からの回答は、前回の6月30日回答内容をお詫びするものであり、この時点で善商は柔軟な姿勢に変わってきている。廃掃法を所管する市の対応としては、県の復旧命令にない、同一歩調により強い手法で指導すべきであった。
平成2年6月18日	善商に対し廃棄物適正処理について改善計画書の提出を求める内容の文書指導を行う。木くずの焼却炉を使用すること、破砕施設の処理能力を超える建設廃材を受け入れない。廃材は保安林内に保管しない及び現在保安林内に保管している建設廃材の除去	平成2年6月30日	善商から抗議と取れる内容の回答 内容: 同じ行為をしている他社があるのになぜ当社だけ指示命令されるのか。県と協議中にもかかわらずなぜ市生活環境部が何の法律、条例で指示命令ができるのか 受け入れ制限の具体的方法等を御教授願いたい。			
平成2年7月30日	県が森林法に基づき復旧命令を下した。	平成2年9月3日	善商からの再回答書(岐阜市生保180号) 木くずの処理は焼却炉を使用する。平成3年11月30日までに保安林内の廃棄物を撤去し、復旧する。			
平成2年中	野焼き口頭注意12回					
平成3年6月3日	木くず焼却炉を使用して適正に処理するよう勧告	平成3年6月15日	木くず焼却炉で焼却処分し、処理能力の大きい焼却炉の設置を検討するとの回答	平成3年6月30日 善商が県に対し、保安林の復旧状況を報告した文書には、6月に保安林内の27,000m <sup>3</sup> を撤去 残62,500m <sup>3</sup> (保安林及び隣接法部分)との記述がある。 平成3年11月 県が復旧期限の延長承認 (平成4年11月30日まで)	谷の東南部の保安林の一部に撤去の形跡が見られるが、全体量としては前年とほとんど変わらない。 (平成3年12月10日撮影)	野焼きが増えているということは、廃棄物の持込量が增大していることに起因しているといえる。持込量と処理量の適正化や、焼却炉の拡大について継続的に強い指導をすべきであった。
平成3年11月30日	県は復旧期限を平成4年11月30日に延長することを承認。	平成3年11月20日	県に対し復旧期限を平成4年11月30日に延長するよう申請			
平成3年中	立入指導1回 文書指導1回 野焼き口頭注意6回					
平成4年6月23日	産業廃棄物の適正処理について(勧告)岐阜市生総116号 木くずの焼却炉を使用し、野焼きは行わない 中間処理施設の処理能力以上の建設廃材の搬入禁止 現在の堆積物を適正保管量まで減らすこと			平成4年7月2日 6月県議会の質疑記録には、善商がこれまでに保安林内において30,000m <sup>3</sup> 撤去し、保安林内の残が45,000m <sup>3</sup> であることの記述がある。 平成4年7月15日 善商からの廃掃法18条に基づき市への報告文書には、125,000m <sup>3</sup> (保安林内45,000m <sup>3</sup> 、その他80,000m <sup>3</sup> )であるとの記述がある。 平成4年7月15日 市の廃棄物に関する適正処理の勧告に対する善商の回答文書には、216,000m <sup>3</sup> (6年間で搬出予定)残土を含めると320,000m <sup>3</sup> であるとの記述がある。	保安林内の東南部の法面では、廃棄物の撤去及び植栽が進んでいることが確認できるが、新たに普通林内や保安林内の別の場所に廃棄物が積み上げられていることが確認できる。 (平成5年1月3日撮影)	善商からの廃掃法18条に基づき報告では、廃棄物の保管量は125,000m <sup>3</sup> としており、岐阜市生総第116号の勧告による回答では216,000m <sup>3</sup> としている。このことの数値の違いについて当時現地で説明を求めるべきであった。また、この回答で善商は廃棄物の撤去計画を示しており、それによれば適正保管量まで減らすには6年かかるとしている。このことから、廃棄物は、相当量が堆積されていると推測でき、勧告でも既に一時保管と認めがたい状態であるとの認識もしていたのだから、なんらかの法的手段を講ずるべきであった。
平成4年6月23日	廃棄物処理法18条の規定に基づき報告徴収 岐阜市生総117号(報告期限平成4年7月15日)					
		平成4年7月15日	建設廃材の撤去計画が示されており、6年間で216,000m <sup>3</sup> 、残土を含めると320,000m <sup>3</sup> というもの。(建設廃材の搬入量は350t/日)			
		平成4年7月15日	廃掃法第18条により報告。建設廃材の保管量は、保安林内45,000m <sup>3</sup> 、その他80,000m <sup>3</sup>			
		平成4年8月31日	善商からの再回答書(岐阜市生総116号)内容:保安林の廃棄物の除去作業を実施			

年月日	行政の対応	年月日	善商の対応	産業廃棄物の堆積の状況		問題点の洗い出し
				資料等に記述された状況	航空写真から見た状況の変化	
平成4年11月30日	伊奈波県事務所長は樹善商に対し、伊林第670号の2で復旧期限の再延長承認を通知した。 通知の内容 保安林内の堆積物については、平成5年11月末日までに除去すること。除去後の植栽期限は、平成6年3月末日までとする。			平成4年11月 県が復旧期限の再延長承認(堆積物の撤去 平成5年11月30日まで) (植栽 平成6年3月31日まで)  平成4年12月10日 12月県議会の質疑記録には、県がこの年の7月に再度調査に入り、保安林内に71,980m <sup>3</sup> の廃棄物の堆積があり、善商が7月から11月までで23,900m <sup>3</sup> 撤去したことを確認し、残48,080m <sup>3</sup> (保安林内のみ)との記述がある。		保安林への違法行為に対する県への回答の記述の中で、廃棄物の場内での移動及び搬出について、市が県に対して善商へ指導してほしい旨を望んでいるような部分があるが、県が善商にこの点の指導をすることは、県の権限からいえば無理があるので、廃掃法の権限者である市が直接善商に指導すべきであった。
平成4年12月1日	伊奈波県事務所より伊林第670号の5照会文書(保安林における産業廃棄物撤去の期間延長(平成6年3月31日)に対する意見照会)1169-15他4筆					
平成4年12月16日	伊奈波県事務所へ市生総第300号回答書 場内の移動は最小限に留め外部に搬出する 残土については産業廃棄物に該当しない					
平成4年中	立入検査1回 文書指導1回 立入指導1回					
平成5年					谷の東南部の保安林内の廃棄物の撤去が進んでいることが確認でき、廃棄物の山全体の面積もわずかながら小さくなっている。(平5年12月12日撮影)	
平成6年3月11日	2月18日善商の撤去計画を条件付きで承認 5年経過後も撤去は継続し、最終保管量を10,000 <sup>3</sup> 以下とする。現在の保管量を把握し、計画書を提出すること	平成6年2月18日	平成10年までに撤出予定総土量103,400m <sup>3</sup> の産業廃棄物除去計画が市に示される。	平成6年2月18日 善商から提出された産廃の除去計画書には、現在の保管量 103,400m <sup>3</sup> を6年間で除去するとの記述がある。(平成6年から平成10年まで) 平成6年3月 県が復旧期限の再々延長を承認(平成11年3月31日まで)	谷の東南部の保安林内の廃棄物の撤去が更に進んでいることが確認でき、廃棄物の山全体の面積、体積も平成4～5年当時と比べて、かなり小さくなっている。(平成6年12月17日撮影)	善商から2月18日に5年間で103,400m <sup>3</sup> 産業廃棄物を除去する計画が示されている。しかし、平成4年7月15日の除去計画では6年で216,000m <sup>3</sup> の撤去であり、この計画による年間撤去量であれば、今回の計画では3年で除去可能であると判断すべきであった。
平成6年3月25日	伊奈波県事務所長は樹善商に対し、第1024号の2で復旧期限の延長承認を通知した。 通知の内容 保安林内の堆積物の除去及び植栽の期限は、平成11年3月31日までとする。	平成6年8月19日	3月11日の市の求めに応じた撤去計画が示される。2月18日の計画通り作成し、以降の保管量は10,000 <sup>3</sup> 以下とする。現在の廃棄物保管量は103,400m <sup>3</sup> 毎年2月末日までに撤去計画の進捗状況を報告			
平成6年中	文書指導1回 立入検査1回 口頭注意1回					
平成7年4月21日	産業廃棄物の適正処理について(通知)岐阜市生総35号内容:文書指導(木くずの適正保管についての指導)(平成7年4月28日報告期限)	平成7年3月6日	平成6年度分の産廃除去実績報告を受ける。(10,250m <sup>3</sup> 除去)	平成7年3月6日 善商からの平成6年度の産廃除去量の報告文書によれば、10,250m <sup>3</sup> を除去したとの記述がある。		・廃棄物の堆積量が減少している時期であるが、積んであった土により泥水の流出が目立ち始め、生活環境への影響が出始めていた。  ・泥水苦情等に対しては、市としてその度適切に対応していたと認められる記録が見られた。
平成7年中	立入検査2回 文書指導1回 立入指導2回	平成7年5月23日	善商からの報告書受理(木くずの適正保管について)(平成7年4月28日報告期限のもの)		航空写真なし	
平成8年2月20日	県は現地において保安林部分の復旧がおおむね完了したことを確認した。 (以降、平成11年度まで伊奈波県事務所が巡回し、保安林への新たな堆積が無いことを確認)	平成8年6月10日	平成7年度分の除去実績報告書受理(7年度実績8,930m <sup>3</sup> )	平成8年6月10日 善商からの平成7年度の産廃除去量の報告文書によれば、8,930m <sup>3</sup> を除去したとの記述がある。	平成8年2月、現地において保安林部分の復旧がほぼ完了したと確認しているとおりの西側の保安林と普通林との境の山の産廃の堆積も除去され、植栽も進んでいるが、12月には東南部の保安林内との境には既に廃棄物がかなり積み上げられている。(平成8年12月24日撮影)	過去の経緯から、保安林部分の20,000m <sup>3</sup> ほどの廃棄物は場内で移動したのか、そのまま植林したのか疑問。この当時数量的確認調査をすべきであった。
平成8年4月1日	中核市に移行 立入検査1回 文書指導1回					
平成9年2月19日	立入検査(木くずの過剰保管と野焼き注意)	平成9年5月27日	善商からの報告書受理(8年度実績5,150m <sup>3</sup> ) 破砕機で破砕後、木くずと土砂に分別する。撤去先が平成8年11月で満杯状態となり撤去量が減少したこと及び現在搬出先を物色中と報告あり。	平成16年3月22日の善商への聞き取り調査文書には、この当時既に10mほどの高さで産廃が積み上がっていたとの記述がある。	東南部の保安林との境の産廃の堆積もやや大きくなり、保安林の谷の南奥にも堆積が見られ、再度投棄が始まったことが確認できる。(平成9年12月14日撮影)	・木くずについては指導に従わなければ改善命令出すとまで言っているが、建設廃材については当時そこまで行っておらず見通しが甘かったのではないかと。建設廃材についても同様に強く指導すべきであった。  ・新たに搬出先を確認し、撤去が再開されるようフォローをすべきであった。  ・11月の立入調査時に、木くずは勧告違反であるが、紙くず及び廃プラスチックは無許可品目の保管であるため、これについては違法性が強ことを認識できたのではないか。
平成9年3月11日	産業廃棄物焼却施設の改善について(勧告)岐阜市生総403号内容:木くずは周囲に囲いが設けられた保管場所で保管すること。木くずは焼却施設により焼却し野焼きは行わないこと。(改善計画の報告期限:平成9年3月25日)	平成9年5月27日	善商からの報告書受理(8年度実績5,150m <sup>3</sup> ) 破砕機で破砕後、木くずと土砂に分別する。撤去先が平成8年11月で満杯状態となり撤去量が減少したこと及び現在搬出先を物色中と報告あり。			
平成9年11月4日	立入調査(処理能力以上の受け入れ禁止を指導) 廃棄物の種類:解体木くず、紙くず、廃プラスチック類					
平成9年中	立入検査1回					
平成10年7月30日	善商事務所棟の違反建築物に対する現地調査を行い、建築基準法第6条に違反するため口頭により工事の停止を指示する。	平成10年2月23日	産業廃棄物処理業変更届(代表者の変更)代表取締役 郷成幸から為重 美紀	再度、産業廃棄物の堆積が急激に拡大し、既に平成3～4年当時に近い量になっていると思われる。(平成10年12月13日撮影)	・7月30日に違反建築物として現地調査に入り9月9日に是正勧告を行っているが、この間一時保管を超えた廃棄物の異常な堆積の状況を確認することができたはずであり、また担当部局に連絡をとり連携して指導を促すべきであった。また、是正勧告後に何も行っていない。何らかの法的措置等を検討すべきであった。  ・11月にスカイバトロール等を実施し、槽洞地区上空から木くずの大量保管の状況を写真に納めるなど、新たな廃棄物の堆積が増えつつある状況を確認できたはずである。また、木くず以外にも廃棄物が山積みされているのを確認したことを基に指導した記述があるが、その後この調査結果に対するフォローがなされていない。	
平成10年9月9日	都市計画法第81条に基づき是正勧告書及び通知書を配達証明にて送付した。					
平成10年11月18日	廃棄物不適正処理防止のため県、県警と合同でスカイバトロール及びランドバトロール実施					
平成10年中	立入指導1回					

年月日	行政の対応	年月日	善商の対応	産業廃棄物の堆積の状況		問題点の洗い出し
				資料等に記述された状況	航空写真から見た状況の変化	
平成11年4月1日	省令でコンクリート廃材以外の保管基準が処理能力の14日を超えないことと定められる。					
平成11年4月30日	産業廃棄物収集運搬業更新許可(木くず、がれき類)産業廃棄物処分業更新許可(木くずの焼却/がれき類の破碎)					
平成11年4月30日	森林法の一部改正法が施行され、森林の伐採に係る一部の事務が県知事から市長に委譲されたため、森第2号で既に県に届出されていた伐採届出書の内、伐採期間が法施行日をまたぐ3件の届出書の引継ぎを受けた。 なお、この中に現在の善商による不法投棄事案対象区域内に在する土地所有者からの届出書2件が含まれていた。					
平成11年5月21日	産業廃棄物不適正処理の改善について(通知)岐阜市生総86号内容:文書指導(平成11年5月19日の火災についての指導及び報告書の提出依頼)	平成11年6月7日	善商からの火災事故発生の原因について(報告)受理内容:出火原因と推測される燃え殻について適正処理する旨の報告			
平成11年8月3日	産業廃棄物収集運搬業事業範囲の変更許可(品目追加)汚泥、廃プラ、紙、繊維、金属、ガラス及び陶磁器くずの6品目を追加					
平成11年12月4日	産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可(品目追加)焼却施設紙くず、繊維くずの2品目追加					
平成11年中	文書指導2回 口頭注意1回 立入検査2回					
平成12年1月3日	消防本部より善商の焼却炉内の裏面で出火の報告			平成16年3月22日の善商への聞き取り調査文書には、この当時の産廃量200,000m <sup>3</sup> との記述がある。	保安林、普通林その他の区域への廃棄物の埋め立てが進み、面積も堆積も更に拡大していることが確認できる。 (平成12年12月22日撮影)	・1月の善商での火災及び現地調査で、木くずと残土の混合物が燃えたことが確認されている。一時保管であれば、盛り土に灰を混入させることは考えられない。この時に違法な最終処分としての認識を持つべきであった。
平成12年1月3日	立入調査					
平成12年1月6日	火災事故に関する報告について(通知)岐阜市生総447号内容:文書指導(火災の原因報告と木くず混じりの残土を全量撤去するよう指導)					
平成12年6月19日	保管中の産業廃棄物の撤去について(通知)岐阜市環管第212号内容:文書指導(保管中の木くず混じりの残土及びコンクリートガラについて撤去計画書を求めた。)(平成12年6月30日期限)	平成12年7月12日	改善計画書受理(岐阜市環管第212号)内容:9月末までに撤去する旨の計画書			・6月19日、10月25日及び12月25日の産業廃棄物適正処理及び撤去の指導は表面的な指導に終始している。その後フォローされておらず、この時点で一時保管と認定すべき線を超えていると推定されるので、何らかの法的措置まで検討すべきであった。
平成12年10月1日	省令で保管基準が木くずは28日以内、アスファルトコンクリート廃材は70日までと定められる。					
平成12年10月25日	産業廃棄物の適正処理について(通知)岐阜市環管第478号内容:文書指導(木くずの適正処理とがれき類の保管方法について指導)(これは改善計画書一部不履行部分につき指導:平成12年11月17日期限)					
平成12年12月25日	産業廃棄物の撤去について(通知)岐阜市環管第611号内容:文書指導(Rの木くず混じりの残土の撤去指導)					
平成12年中	立入検査5回 文書指導3回					
平成13年11月6日	立入検査(Rに落ち込んでいた廃材は戻されていた。改善指導(願末と今後の方針について報告を求めた。))	平成13年11月29日	善商から改善指導について回答通知(適正処理と適正保管について回答が提出された。)		保安林の東南部分及び谷の南奥部分への埋め立ての拡大が更に進む。 (平成13年12月23日撮影)	10月30日の立入検査に基づく指導は、前年の12月25日の沢に落ちた木くず等の撤去と同じ内容の指導であり、この時点でもっと強く指導しておくべきであった。
平成13年中	立入検査4回					
平成14年9月1日	関係法令担当部署との協議をするよう設計者に指導(開発指導課)	平成14年9月1日	開発許可済みのコンクリート廃材処理プラントの事務所の建設に伴う敷地拡大の相談をうける。(申請代理の設計者より)(開発指導)		保安林の谷の南奥部分への埋め立てが進み、全体面積も拡大している。 (平成14年12月23日撮影)	
平成15年				平成16年3月17日の県警の発表によれば、約52万m <sup>3</sup> となっている。 平成16年4月の市の調査結果によれば、外部から持ち込まれた推定廃棄物量は約567,000m <sup>3</sup> となっている。 参考:市の調査による推定量は、昭50年の都市計画図(1/2,500)と現在の地形データをコンピュータにより比較算出したもの。 これによれば、全体の埋立量は約757,000m <sup>3</sup> 、切土(山土)量約190,000m <sup>3</sup> となる。この切土(山土)量を、すべて覆土に利用したと仮定すると、持ち込まれた廃棄物の量はそれを差し引いた約567,000m <sup>3</sup> となる。	埋め立て全体の面積は、平14年よりわずかに広がっているのみであるが、廃棄物の山が更に高くなっていることが確認できる。 (平成16年1月5日撮影)	

### 3 行政の対応の問題点

委員会は事実を把握・確認する中で、多くの問題を見つけることができたが、これらを鳥かんしてみると、時期的には、産業廃棄物処理業として営業を開始した当時、平成2年の県の復旧命令を発した時、平成9年の廃棄物処理除去報告の際、搬出先が満杯の状態で新たな場所が必要との報告があった時、平成11年の収集運搬の品目追加及び平成9年12年の廃掃法が強化された時などが本事件の大きな節目であったことが指摘できる。

また、市行政の対応仕方から問題点を区分すると以下のようにまとめられた。

#### 産業廃棄物行政の甘さ

昭和64年1月2日撮影の航空写真から見れば、コンクリート廃材等が明らかに開発区域を越えて堆積しているのが確認できる。善商が産業廃棄物処理業として許可されてから2年と経たない時期でのことであり、ここで最初に強く指導しておくべきであった。

この他にも、以後現在に至るまで、以下のような問題が指摘でき、

- ・文書での指導が甘い。
- ・スカイパトロールの調査結果が指導に反映されていない。
- ・廃棄物の搬出先や改善計画書などの内容について、十分なフォローがされていない。
- ・期限付きの回答書であっても、督促したような形跡が見られない。
- ・他都市の類似事例について研究不足
- ・廃掃法の法解釈の不足
- ・違法性の認定と法的措置に踏み切れていない。

(詳細は、2主な本事案の経過参照)

これらについて上記した節目のいずれかでも十分な対応を行っておれば、今のような状況は回避できたのではないかと思われ、廃棄物行政に対して甘さがあったといわざるを得ない。

#### 市民の情報提供に対する的確な対応不足

昭和63年当初から何度も市民からの情報提供があり、職員が現地調査等に入って指導しているが、起こった事象にとらわれた対応のみに終始している。事象の原因の究明を行い、指導を強めたり、結果のフォローアップを行う等、市民目線に立った根本的解決を図る対応をすべきであった。

#### 職員の認識不足

不適正処分された廃棄物の問題に対処するため、廃掃法の大幅な改正

が平成9年と12年に行われた。主な改正点として、全ての産業廃棄物に対する廃棄物管理票（マニフェスト）の制度化、最終処分までの注意義務を果たしていない排出業者に対する措置命令制度の創設及び廃棄物一時保管に関する期間を処理能力の14日を超えない（以前は、平成2年に定めた「岐阜県産業廃棄物適正処理に関する指導要綱」に基づき1ヶ月分であった。）とするなどである。このように廃棄物処理に対して取り締まる側に追い風となる法改正が立て続けにされた中で、研修を行うなどして法的な知識の習得に努め、法改正の背景となった事象である豊島等の事例に注意を払い、法律の改正の真に意味するところを的確に把握し、市の行政に活用していくべきであった。

#### 関係部局間の連携不足

本事案で、税務から提供された航空写真は、善商に対する指導及び情報の一環として非常に有効であることが確認でき、当初より関係部局が連携して利用すべきであった。

今後は、この航空写真に限らず、各部局の持つ情報等を積極的に活用することが大切であり、そのためにも、組織において横断的に情報を活用できる仕組みの構築が重要である。

また、当該地は、産廃以外に開発許可及び建築確認の関わりもあったので、それらの担当者が現地調査、口頭指導を行う際に連携して取り組むことが可能だったのではないかと考える。関係部局が連携することにより他方面からの分析が可能となり、より強い指導、的確な対応ができ、このような状況となったことが未然防止できたと考えられる。

#### 県行政（森林法及び廃掃法）との連携不足

平成2年7月に、県は森林法に基づき復旧命令を発している。この時、市は、県に同行し調査を行っており、口頭注意等を通じて、現場の山積みされた廃棄物を十分確認できた状況にありながら、一時保管、仮置きに対する認識や検証の甘さから、結果的には一時保管を超えた様々な兆候を見逃すことにつながったといえる。さらに、善商に対し廃棄物適正処理について改善計画書の提出を求める文書指導を行っているが、当時の法制度においては、一時保管、仮置きという抗弁について対抗することは難しいという背景があったにせよ、この時点で県と連携して、一步踏み込んで徹底的な調査に基づく事実確認を行い、県と同様の措置を行うべきであったと考えられる。

また、善商は県の収集運搬の許可も取得しており、平成9年のマニフェスト制度が強化された中で、マニフェストの提出を求める等、県と連携して善商の動きをチェックしていれば、このような状況に至る前に広

域的な産廃の持ち込み及び不法投棄を防止できたと考えられる。

#### 警察との連携不足

事実確認の調査の過程では、警察への情報提供、連携はほとんど見られなかった。市の廃掃法上の権限は、立入権や報告の徴収権はあるが、強制捜査権を持っていないという大きな限界があるので、警察との連携は必要不可欠である。要所要所のポイントで権限を発動できると思われるような時点で、警察との連携を行っていれば的確な対応ができたと考えられる。

#### 4 おわりに

委員会は、これまで資料等を基に事実の掘り起こしに重点をおいて作業を行ってきた。今後、客観性と透明性を確保した上で、さらに詳細な部分についての検証が行われることが求められる。

したがって、今後設置される第三者による検証のための委員会において、本報告書が精査されるとともに、今回行わなかった本事案にかかる業務を担当していた職員からの聴き取り、県等からの資料提供の要請及びその検証などが行われ、二度とこのような事案が起こることのないよう再発防止のための方策の提言がなされることを期待している。

調査により確認された事実

年月日	対応経過
昭和61年8月2日	騒音規制法、振動規制法に係る特定施設の設置届出書を受理
昭和61年8月12日	岐阜県が大気汚染防止法の規定による粉じん発生施設設置届出書を受理
昭和61年9月5日	県に提出された粉じん発生施設設置届書の副本を受理
昭和62年3月14日	コンクリート廃材処理プラント建設目的の開発許可
昭和62年6月9日	コンクリート廃材処理プラント建設目的の開発変更許可
昭和62年7月6日	産業廃棄物処理業(中間処理)の許可(コンクリート廃材の破碎(処理能力60 t/H 360 t/D))
昭和63年3月17日	住民よりの苦情(公害事案処理票)(コンクリートガラ山積みで危険である。)
昭和63年3月19日	苦情に対する処理(山のように積まれていたコンクリートガラの改善計画書の提出を口頭依頼)
昭和63年3月30日	善商からの改善計画書(図面添付有り)
昭和63年4月30日	産業廃棄物処理業(収集運搬、中間処理)の変更許可(収集運搬(木くず、建設廃材)/中間処理(木くずの焼却(処理能力120kg/H 0.96 t/D))を追加
平成1年12月20日	野焼き口頭注意(苦情)
平成2年2月15日	住民より苦情(公害事案処理票)(野焼き、水質について)
平成2年2月15日	野焼き口頭注意及び改善文書を要請する。(苦情)水質検査異常なし(PH.SS 場所PH調整池の放流口たまり水)



## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成2年2月16日	善商からの回答 (木くずの処理について適正処理をする。)
平成2年4月1日	岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱が定められる。(保管基準 処理能力の1ヶ月分の量を超えて保管してはならない。)
平成2年4月12日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成2年5月2日	産業廃棄物処理業変更届 (代表者と事務所所在地名称の変更)代表取締役 長屋 寛から郷 義一事務所所在地名称 岐阜市椿洞 字尾比利洞 1161から岐阜市椿洞 1161番地
平成2年5月9日	野焼き口頭注意 (住民より苦情 :公害事案処理表なし)
平成2年5月17日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成2年5月30日	伊奈波県事務所林務課に匿名通報があった。「保安林内に廃棄物が投棄されているようだ」
平成2年5月31日	伊奈波県事務所林務課職員と市農林課職員が現地に赴き産業廃棄物処理許可の看板を確認。
平成2年6月1日	伊奈波県事務所より住民からの苦情のため調査依頼 (保安林の産業廃棄物に対して)
平成2年6月2日	苦情処理 (調査の結果、保安林内に建設廃材を保管しており 森林法に抵触すると思われるため県林務課に指導依頼をする。)
平成2年6月4日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成2年6月4日	伊奈波県事務所林務課から市環境保全課へ廃棄物が処理場区域からはみ出していないかの報告依頼の回答を得、県林務課職員が実施する保安林と普通森林の境界測量を市農林課職員が手伝った。

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成2年6月6日	農林課から保安林保護のため、県が保安林への建設廃材搬入中止命令及び保安林復旧命令を出す予定とのことであった。
平成2年6月7日	伊奈波県事務所より処分指導依頼 (保安林の産業廃棄物に対する処分指導依頼 )169-15,16,17の三筆
平成2年6月7日	伊奈波県事務所長が (株)が善商に対し、岐阜県達伊林第244号で保安林内へ廃棄物の持ち込み中止を命じた。
平成2年6月12日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成2年6月18日	産業廃棄物の適正処理について (通知)岐阜市生保 180号内容：改善計画書の報告依頼 木くずの焼却炉を使用すること 破砕施設の処理能力を超え建設廃材を受け入れない 廃材は保安林内に保管しない 現在保安林に保管している建設廃材の除去
平成2年6月22日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成2年6月30日	善商からの回答書 (岐阜市生保 180号) 木くずの野焼きは他社も同様に行っている。 ~ 保安林の廃棄物については県事務所と協議中
平成2年7月30日	伊奈波県事務所からの事務連絡により指導依頼 (保安林内産廃撤去命令を行った。)
平成2年7月30日	伊奈波県事務所長は (株)善商に対し、岐阜県達伊第406号で復旧命令を行った。(復旧期限平成 3年 11月 30日)復旧に必要な行為の内容 産業廃棄物89.500m <sup>3</sup> (保安林内75.700m <sup>3</sup> 隣接区域法部分13.800m <sup>3</sup> )を全部撤去すること。 撤去跡地には、3.3m <sup>2</sup> 当たり1本の割合でスギ、ヒノキ、ヤマハンノキを植栽すること。
平成2年7月30日	伊奈波県事務所林務課長から岐阜市農林課長並びに岐阜市環境保全課長に対し、(株)善商に対し上記命令を下した旨が通知された。

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成2年7月31日	野焼き口頭注意、保安林の廃棄物撤去口頭指導 (パトロール)
平成2年8月28日	粉じん 騒音 振動に関する届出指導 (パトロール)
平成2年9月3日	善商からの再回答書 (岐阜市生保 180号) 木くずの処理は焼却炉を使用する。～平成3年11月30日までに保安林内の廃棄物を撤去し、復旧する。
平成2年9月5日	住民からの苦情 (公害事案処理票) 野焼き口頭注意
平成2年9月7日	騒音規制法、振動規制法に係る氏名変更届書を受理 (代表者変更) 振動規制法に係る特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出書を受理 (破砕機の新設など)
平成2年9月11日	岐阜県が大気汚染防止法に係る粉じん発生施設設置届書及び氏名変更届出書を受理
平成2年9月12日	県に提出された粉じん発生施設設置届書及び氏名変更届書の副本を受理
平成2年9月20日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成2年12月17日	住民よりの苦情 (公害事案処理票) 野焼き口頭注意
平成3年1月7日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成3年1月30日	住民よりの苦情 (公害事案処理票) 野焼き口頭注意
平成3年4月1日	公共工事 (岐阜市発注分) から発生する産業廃棄物の持ち込みを自粛させる。
平成3年4月4日	野焼き口頭注意 (パトロール)

調査により確認された事実

年月日	対応経過
平成3年5月2日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成3年5月22日	口頭指導 ( 野焼き注意 現在保安林に保管している建設廃材の除去 (H3.11.30期限)を指導 )パトロール
平成3年5月31日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成3年6月3日	産業廃棄物の適正処理について (勧告) 岐阜市生保91号内容 木くずは焼却炉を使用して適正に処理すること (改善実施計画をH3.6.15までに報告依頼)
平成3年6月15日	善商からの回答書 (岐阜市生保91号)内容 木くずは適正に焼却炉で焼却処分する。焼却能力の大きい焼却炉の設置を検討する。
平成3年6月30日	(株)善商から、伊奈波県事務所長あて保安林の復旧状況について報告。 保安林の所在地1169-15、16、17、33、4の5筆8,946m <sup>3</sup> 平成3年6月～11月末まで89,500m <sup>3</sup>
平成3年7月9日	住民より苦情 (公害事案処理票)野焼き口頭注意
平成3年7月30日	野焼き口頭注意
平成3年11月19日	野焼き口頭注意 (パトロール)
平成3年11月20日	(株)善商が県に対し、復旧期限の延長を申請。H4.11.30まで
平成3年11月30日	県は復旧期限延長を承認。H4.11.30まで。
平成4年4月22日	立入検査 (H4.4.16苦情があったため廃棄物の保管方法と野焼きについて指導)

調査により確認された事実

年月日	対応経過
平成4年6月23日	産業廃棄物の適正処理について(勧告)岐阜市生総116号 木くずの焼却炉を使用し、野焼きは行わない 中間処理施設の処理能力以上の建設廃材の搬入禁止 現在の堆積物を適正保管量まで減らすこと
平成4年6月23日	廃棄物処理法18条の規定に基づく報告徴収 岐阜市生総117号(報告期限H4.7.15)
平成4年7月15日	善商からの回答書(岐阜市生総116号)内容:木くずの焼却は搬入業者と協議中、回答ができしだい受け入れはしない。建設廃材の搬入は1日350m <sup>3</sup> までにして適正保管量とする。(撤去計画:1年で36,000m <sup>3</sup> 、6年で216,000m <sup>3</sup> 、残土を含めて処理前の量は320,000m <sup>3</sup> )
平成4年7月15日	善商からの回答書(岐阜市生総117号)内容:建設廃材の保管量保安林45,000m <sup>3</sup> その他80,000m <sup>3</sup>
平成4年7月30日	伊奈波県事務所事務連絡(保安林内産廃撤去について)
平成4年8月21日	立入指導(廃棄物の適正保管について)
平成4年8月31日	善商からの再回答書(岐阜市生総116号)内容:保安林の廃棄物の除去作業を実施
平成4年11月30日	伊奈波県事務所長は(株)善商に対し、伊林第670号の2で復旧期限の再延長承認を通知した。 通知の内容 保安林内の堆積物については、平成5年11月末日までに除去すること。 除去後の植栽期限は、平成6年3月末日自治とする。
平成4年12月1日	伊奈波県事務所より照会文書(保安林における産業廃棄物撤去の期間延長(H6.3.31)に対する意見照会)1169-15他4筆

調査により確認された事実

年月日	対応経過
平成4年12月1日	伊奈波県事務所長から岐阜市長 (環境総務課) に対し、伊林第670号の5で(株)善商の復旧期限延長 (平成6年3月31日) の意見照会が通知された。
平成4年12月16日	伊奈波県事務所へ回答書 場内の移動は最小限に留め外部に搬出する 残土については産業廃棄物に該当しない
平成5年3月15日	騒音規制法、振動規制法に係る氏名変更届出書を受理 (代表者変更)
平成5年3月22日	岐阜県が大気汚染防止法に係る氏名変更届出書を受理
平成5年4月8日	産業廃棄物処理業変更届 (代表者の変更) 代表取締役 郷 義一 から郷 成幸
平成5年4月9日	県に提出された氏名変更届書の副本を受理
平成6年1月10日	善商の建設廃材の溶出試験を実施 (試験結果は基準を超えて溶出した有害物質は認められなかった。)
平成6年2月18日	善商からの産業廃棄物の除去計画書受理内容 : 5年間で103,400? を撤去予定 (H6~ 10)
平成6年3月9日	伊奈波県事務所より除去計画について (照会)
平成6年3月11日	除去計画に関する通知 (承認) (岐阜市生総 453号) (計画書をH6.4.15までに提出依頼)
平成6年3月15日	伊奈波県事務所へ回答書 保管量は10,000以下 保管基準の指導

調査により確認された事実

年月日	対応経過
平成6年3月25日	伊奈波県事務所長は(株)善商に対し、伊林第1024号の2で復旧期限の延長承認を通知した。 通知の内容 保安林内の堆積物の除去及び植栽の期限は、平成11年3月31日までとする。
平成6年4月28日	産業廃棄物収集運搬業更新許可(木くず、建設廃材)産業廃棄物処分業更新許可(木くずの焼却/建設廃材の破碎)
平成6年6月29日	岐阜県が大気汚染防止法に係るばい煙発生施設届出書を受理
平成6年7月5日	県に提出された設置届の副本を受理
平成6年7月26日	産業廃棄物処理業変更届(焼却炉の変更 処理能力0.6 t/H 4.8 t/D)
平成6年8月19日	除去計画に関する通知(回答)(岐阜市生総453号)内容: 103,400m <sup>3</sup> を撤去予定
平成6年11月22日	産業廃棄物の撤去及び野焼きの禁止について(通知)岐阜市生総335号(H6.12.14期限で提出依頼)
平成6年12月5日	善商からの回答書(岐阜市生総第335号)内容: 木くずは焼却施設でのみ焼却する。焼却能力以上に木くずを受け入れない。木くずの受け入れ施設を完備するよう努める。
平成6年12月19日	苦情処理(廃棄物焼却炉以外で廃棄物を焼却、碎石が敷地外河川に流失 口頭注意)
平成7年2月9日	立入検査(木くずの受け入れ施設を設置するよう口頭指導)
平成7年3月6日	平成6年度分の除去実績報告書受理(6年度実績10,250m <sup>3</sup> )

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成7年4月21日	産業廃棄物の適正処理について(通知)岐阜市生総35号内容:文書指導(木くずの適正保管についての指導)(H7.4.28報告期限)
平成7年5月12日	住民より苦情(公害事案処理票 野焼き)
平成7年5月12日	泥水の流出と野焼きについての苦情
平成7年5月23日	善商からの報告書受理(木くずの適正保管について)(H7.4.28報告期限のもの)
平成7年6月19日	住民より苦情(廃棄物苦情処理票 野焼き、泥水)
平成7年6月19日	泥水の流出 砂の落下・放置 野焼きの苦情について口頭指導
平成7年6月27日	砂の撤去確認
平成7年6月29日	住民より苦情(廃棄物苦情処理票)椿洞自治会長(燃え殻投棄)
平成7年6月29日	立入調査(水路に燃え殻を投棄しているとの苦情で現地調査をしたところ、燃え殻を廃棄したような形跡はなかった。)
平成7年7月4日	住民より苦情(廃棄物苦情処理票・泥水)
平成7年7月4日	立入調査(土砂流出との苦情で現地調査をしたところ、泥で雨水が濁っているが、土砂の流出はないことを確認した。)
平成7年9月12日	適正な排水路を整備するよう指導する。



## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成7年9月25日	住民より苦情 (廃棄物苦情処理票・泥水)
平成7年9月28日	立入調査 (土砂流出の苦情で調査したが、善商が原因と確認できなかった。)
平成7年12月6日	住民より苦情 (廃棄物苦情処理票・土砂流出)
平成7年12月6日	立入調査 (土砂流出の苦情で調査したが、善商が原因と確認できなかった。)
平成8年2月20日	住民からの苦情の前に工場内に打ち水を行っているのを確認し、打ち水の中止を指導
平成8年2月20日	住民より苦情 (廃棄物苦情処理票・泥水)
平成8年2月20日	岐阜県は現地において保安林部分の復旧がおおむね完了したことを確認した。 (以降、平成11年度まで伊奈波県事務所が巡視し、保安林への新たな堆積が無いことを確認)
平成8年2月22日	立入指導 (泥水流出の苦情により立入指導をする。原因とされる部分の雨水等も沈砂池へ接続するよう指導し了承を得る。)
平成8年4月1日	中核市に移行し、大気汚染防止法に係る事務が県から移譲
平成8年6月10日	平成7年度分の除去実績報告書受理 (7年度実績8,930m <sup>3</sup> )
平成9年2月19日	立入検査 (木くずの過剰保管と野焼き注意)

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成9年3月11日	産業廃棄物焼却施設の改善について(勧告)岐阜市生総403号内容: 木くずは周囲に囲いが設けられた保管場所で保管すること 木くずは焼却施設により焼却し野焼きは行わないこと(改善計画の報告期限:H9.3.25)
平成9年5月27日	善商からの回答書(岐阜市生総403号)内容: 木くずの周囲に囲いを設置する。木くずは焼却施設で処理する。破砕機で破砕後、木くずと土砂に分別する。
平成9年5月27日	平成8年度分の除去実績報告書受理(8年度実績5,150m <sup>3</sup> )
平成9年11月4日	立入調査(処理能力以上の受け入れ禁止を指導)
平成10年2月23日	産業廃棄物処理業変更届(代表者の変更)代表取締役 郷 成幸から為重 美紀
平成10年7月30日	住民より通報(株)善商が工事中である
平成10年7月30日	現地調査(開発指導調整室)
平成10年7月31日	開発指導課より口頭による工事停止及び来庁要請(開発指導調整室)
平成10年8月7日	再度、為重社長に口頭による是正指導及び来庁要請(開発指導調整室)
平成10年8月12日	再々度、為重社長に口頭による是正指導及び来庁要請(開発指導調整室)
平成10年8月19日	疋田氏が来庁し、建築主であることを明言したので、是正指導・指導に応じない場合は、文書による勧告をする旨告知(開発指導調整室)

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成10年8月25日	現地調査、為重社長に工事中止の文書交付 (開発指導調整室)
平成10年9月2日	大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法に係る氏名変更届書を受理 (代表者変更)
平成10年9月7日	現地調査、外壁塗装工事の完了を確認 (開発指導調整室)
平成10年9月9日	現地調査、外壁塗装工事の完了を確認 (開発指導調整室)
平成10年9月9日	足田氏に是正勧告書及び通知書を配達証明にて送付
平成10年11月18日	パトロール (保管量について口頭指導)
平成11年4月1日	省令でコンクリート廃材以外の保管基準が処理能力の14日以内と定められる。
平成11年4月30日	産業廃棄物収集運搬業更新許可 (木くず、がれき類) 産業廃棄物処分業更新許可 (木くずの焼却 / がれき類の破碎)
平成11年4月30日	森林法の一部改正法が施行され、森林の伐採に係る一部の事務が県知事から市長に委譲されたため、森第2号で既に県に届出されていた伐採届出書の内、伐採期間が法施行日を跨ぐ3件の届出書の引継ぎを受けた。 なお、この中に現在の(株)善商による不法投棄事案対象区域内に在る土地所有者からの届出書2件が含まれていた。
平成11年5月19日	岐阜北警察署 / 岐阜北消防署より (通報) 最上部西側付近で出火
平成11年5月19日	立入調査 (火災通報により立入調査)

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成11年5月21日	産業廃棄物不適正処理の改善について (通知) 岐阜市生総 86号内容 : 文書指導 (H11.5.19の火災についての指導及び報告書の提出依頼)
平成11年6月7日	善商からの火災事故発生の顛末について (報告) 受理内容 : 出火原因と推測される燃え殻について適正処理する旨の報告
平成11年6月17日	特定産業廃棄物焼却施設使用届法改正に伴い既存焼却炉が 15 条施設に追加されたため
平成11年8月3日	産業廃棄物収集運搬業事業範囲の変更許可 (品目追加) 汚泥、廃プラ、紙、繊維、金属、ガラス及び陶磁器くずの 6品目を追加
平成11年11月24日	苦情処理 (伐採した竹の焼却による煙・口頭注意)
平成11年12月24日	産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可 (品目追加) 焼却施設 紙くず、繊維くずの 2品目追加
平成12年1月3日	岐阜市消防本部より焼却炉南の裏面で出火
平成12年1月3日	立入調査
平成12年1月6日	火災事故に関する報告について (通知) 岐阜市生総 447号内容 : 文書指導 (火災の原因報告と木くず混じりの残土を全量撤去するよう指導)
平成12年2月14日	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設使用届出書を受理
平成12年2月28日	立入調査 (現地確認したところ、撤去作業は適正に進行中であることを確認した。)

調査により確認された事実

年月日	対応経過
平成12年2月29日	火災事故に関する報告受理 (岐阜市生総 447号)
平成12年3月21日	市民からの依頼により原川の水質分析を実施
平成12年6月13日	立入調査 (適正保管を口頭指導)
平成12年6月19日	保管中の産業廃棄物の撤去について (通知)岐阜市環管第 212号 内容 :文書指導 (保管中の木くず混じりの残土及びコンクリートガラについて撤去計画書を求めた。)(H12.6.30期限)
平成12年6月28日	立入検査 (煙道ばい煙測定を実施)
平成12年7月12日	改善計画書受理 (岐阜市環管第 212号)内容 :9月末までに撤去する旨の計画書
平成12年10月1日	省令で木くずは 28日分以内、アスファルトコンクリート廃材は 70日までと定められる。
平成12年10月12日	立入調査 (撤去確認したところ、一部未撤去であった。)
平成12年10月25日	産業廃棄物の適正処理について (通知)岐阜市環管第 478号 内容 :文書指導 (木くずの適正処理とがれき類の保管方法について指導)(これは改善計画書一部不履行部分につき指導 :H12.11.17期限)
平成12年12月20日	立入調査 (南側沢に木くず混じりの残土を発見)
平成12年12月25日	産業廃棄物の撤去について (通知)岐阜市環管第 611号内容 :文書指導 (沢の木くず混じりの残土の撤去指導)
平成12年12月25日	立入調査 (沢の木くずの撤去状況を確認)

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成13年1月26日	立入検査
平成13年1月29日	ダイオキシン類(自主)測定結果報告書を受理 (排出ガス・焼却灰)
平成13年2月13日	立入調査 (沢の木くずを撤去し、分別処分することを確認)
平成13年4月10日	産業廃棄物処理施設使用届法改正に伴いがれき類の破碎施設が 15条施設に追加されたため
平成13年7月16日	住民より苦情 (廃棄物事案処理票)
平成13年7月16日	立入調査 (善商工場から泥水が原水に流出したとの通報を受け現場確認。)
平成13年8月22日	善商の放流水を採取 (分析結果 カドミウム、鉛、六価クロム等すべての検査項目について、排出基準に適合していた。)
平成13年9月17日	原川底質採取 (分析結果は環境基準に適合していた。)
平成13年10月22日	立入検査 (煙道ばい煙測定を実施)
平成13年10月30日	立入検査 (木くずが一時保管場所から沢に落ち込んでいるため、元の場所に戻すよう指導する。)
平成13年11月6日	立入検査 (沢に落ち込んでいた廃材は戻されていた。)改善指導 (顛末と今後の方針について報告を求めた。)
平成13年11月29日	善商から改善指導について回答通知 (適正処理と適正保管について回答が提出された。)

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成14年1月23日	ダイオキシン類(自主)測定結果報告書を受理 (排出ガス・焼却灰・ばいじん)
平成14年3月27日	苦情処理 (原川の濁り 現地調査)
平成14年4月11日	騒音規制法、振動規制法に係る特定施設設置報告書を受理 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設設置報告書を受理
平成14年4月16日	産業廃棄物処理施設軽微変更届 破砕施設 破砕後のふるいわ け変更 破砕物の移動工程変更
平成14年6月19日	騒音規制法、振動規制法に係る特定施設使用全廃届書を受理 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設使用廃止届出書を受 理
平成14年6月28日	大気汚染防止法に係るばい煙施設変更届出書を受理 ダイオキシン特措法に係る特定施設変更届出書を受理 (ダイオキシン類新基準対応のため、届け出た廃棄物焼却炉を改 修)
平成14年6月28日	焼却炉現地確認 (焼却炉の構造基準の変更に伴う現地調査)
平成14年7月8日	産業廃棄物処理施設軽微変更届 焼却施設法改正 (H14.12.1) 焼 却施設の構造基準に適合するため
平成14年9月1日	開発許可済みのコンクリ-ト廃材処理プラントの事務所の建設に伴 う敷地拡大の相談をうける。(申請代理の設計者より)(開発指導)
平成14年9月1日	関係法令担当部署との協議をするよう設計者に指導 (開発指導課)
平成14年10月21日	現在の(株)善商による不法投棄事案対象区域内に在する 土地所有者からの伐採届出書 1件を受理。
平成14年11月29日	焼却炉現地確認 (焼却炉の構造基準の変更に伴う構造審査)

## 調査により確認された事実

年 月 日	対 応 経 過
平成15年2月1日	設計者から県の森林保全課との協議結果についての報告があった (開発指導課)
平成15年2月7日	ダイオキシン類(自主)測定結果報告書を受理 (排出ガス・焼却灰・ばいじん)
平成15年8月15日	産業廃棄物処理業変更届 (車輛の変更)5台 (2台増車、1台減車)
平成15年9月1日	設計者から再度コンクリート廃材処理プラントの敷地拡大についての 相談有り(開発指導地用政室)
平成15年10月20日	立入検査 (煙道ばい煙測定を実施)
平成15年10月27日	開発指導調整室より 県森林保全課に出向いた。県の担当課は、 無許可にて林地を開発した部分について原形復旧を指導されている ことを確認。その後、設計者には県による指導等を整理するよう 指示した。
平成15年12月18日	ダイオキシン類(自主)測定結果報告書を受理 (排出ガス・焼却灰・ばいじん)
平成16年1月29日	現在の(株)善商による不法投棄事案対象区域内に在する 土地所有者からの伐採届出書 1件を受理。
平成16年3月4日	産業廃棄物処理業変更届 (役員の変更 取締役 1名変更)